

国際条約と国内法律との関係表

乱用薬物

国 際 条 約 名		物 質 名	定 義(国内法律名)
1961年の麻薬に関する単一条約		あへん系麻薬 コカ系麻薬 合成麻薬 等	麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
		あへん	あへん(あへん法)
		大麻(含樹脂)	大麻(大麻取締法)
向精神薬に関する 条約	付表Ⅰ	LSD、MDMA サイロシビン 等	麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
	付表Ⅱ	PCP、 Δ^9 -THC、 2C-B、GHB 等	
		メタンフェタミン アンフェタミン 等	覚せい剤 (覚せい剤取締法)
		メタカロン 等	第一種向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
	付表Ⅲ	ペンタゾシン 等	第二種向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
	付表Ⅳ	トリアゾラム 等	第三種向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
	条約で未規制の 新精神活性物質		麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
			指定薬物 (医薬品医療機器法)

原料物質

国 際 条 約 名		物 質 名	定義(国内法律名)
麻薬及び向精神薬 の不正取引の防止 に関する国際連合 条約	付表Ⅰ	無水酢酸 過マンガン酸カリウム等	特定麻薬向精神薬原料 (麻薬及び向精神薬取締法)
		エフェドリン フェニル酢酸 等	覚せい剤原料 (覚せい剤取締法)
	付表Ⅱ	アセトン トルエン 等	麻薬向精神薬原料 (麻薬及び向精神薬取締法)
		クロロエフェドリン メチルエフェドリン 等	覚せい剤原料(*) (覚せい剤取締法)

*このほか日本は、以下の3物質を覚せい剤原料として独自に規制。

・クロロメチルエフェドリン ・ジメチルプロパミン ・N・ α -ジメチル-N-2プロピニルフェネチルアミン

◎上記のほかにも日本が独自に麻薬や向精神薬として規制している物質がある。

（ナロルフィン(麻薬)、クアゼパム(向精神薬)等）。

◎サイロシビン又はサイロシンを含有するきこ類は国際条約では規制されていないが、国内では麻薬及び向精神薬取締法により麻薬原料植物に指定されている。